

武蔵野市障害者福祉センター改築に伴う基本計画(案) 概要版

I 基本計画策定の目的

昭和55(1980)年に開設後、築42年が経過している障害者福祉センターについては、令和3(2021)年2月の公共施設等総合管理計画庁内推進本部にて、劣化状況調査の結果、建物全体で経年相当の劣化が進行しているため、大規模改修を実施するか、建替えを実施するか、今後の方針を早急に検討する必要性がある、との報告がなされました。この報告を受け、武蔵野市障害者福祉センターあり方検討委員会を設置し、建物・設備の老朽化に伴う大規模改修や業務のあり方、機能の見直しについて検討を行いました。

武蔵野市障害者福祉センターあり方検討委員会において、障害福祉サービスの社会的背景、障害者福祉センターで行われている事業や利用状況、利用者やサービス提供事業者からの意見等のソフト面と、敷地の条件・現施設の建築としての課題などのハード面の双方から検討した結果、障害者福祉センターの老朽化への対応として、大規模改修ではなく、建替えが望ましいとの報告を受け、安全に事業を継続するため、建替えを行うこととしました。

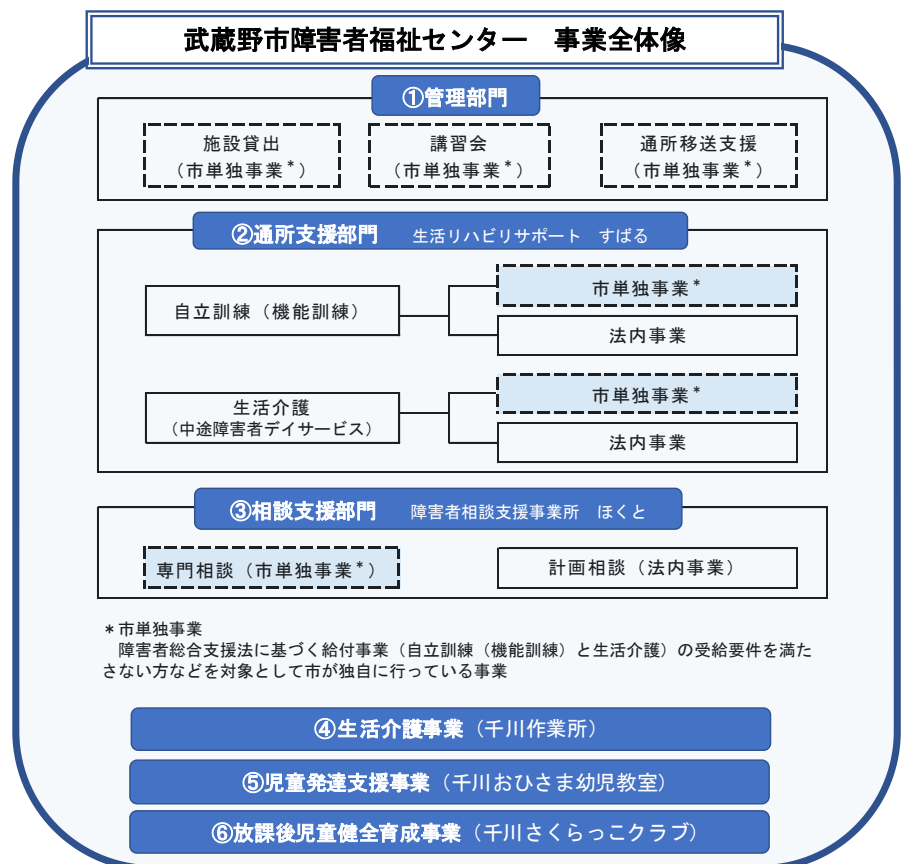
本基本計画は、基本的な施設整備の内容を整理し、基本理念や基本方針、建替えに関する諸条件の整理を目的として策定するものです。

II 障害者福祉センターの活用状況

市では、社会福祉法人武蔵野を障害者福祉センターの指定管理者に指定しています。また、障害者福祉センターの一部を社会福祉法人武蔵野千川福祉会に貸し出しています。

障害者福祉センターで行なわれている事業は、武蔵野市障害者福祉センター運営協議会に諮問し、決定していますが、障害者総合支援法に基づく自立支援給付事業（以下「法内事業」という。）と市の単独事業（以下「市単独事業」という。）に大別され、障害のある方に対しての様々な事業を実施しています。

また、施設貸出等を通じて、当事者や支援者の団体活動を支援しており、市内における障害者福祉の重要な拠点として機能しています。



Ⅲ 障害者福祉センターの改築に関する基本理念と基本方針

建替え後の新しい障害者福祉センターについては、その基本理念を「障害のある方を支援する、障害者福祉の中心的な拠点」とし、建替え事業を実施していきます。

現在の障害者福祉センターはかつて、身体障害者福祉法に基づく身体障害者福祉センターB型の施設として整備され、市内の障害者福祉の拠点として機能していましたが、法改正に基づく事業再編、老朽化、建物形状による様々な制限、施設整備基準の改正などにより、当初意図された機能を十全に発揮し切れていない面もあります。

そのため、現施設を設計した際的设计理念である「利用でき、かつ理解しあう場となる、地域に根ざした施設」になるための「リハビリテーション」「コミュニケーション」「アクセシビリティ」「安全性と快適性」という考えを継承しつつ、将来までも機能する障害福祉の拠点として障害のある方、支援者が集まり、かつ地域にも開かれた拠点となるように整備を行います。

基本理念

障害のある方を支援する、障害者福祉の中心的な拠点

基本理念を具現化するために4つの基本方針

基本方針1 現在の事業を、安定的かつ安全に継続することができる施設

- ◇現在行われている各種事業を、安定して継続できるよう、建物の安全性を高める。
- ◇自立支援給付を受ける事業については、事業所として東京都等の指定を取得
- ◇相談支援機能の強化

基本方針2 団体活動を支え、交流を促進する「活動の場」としての施設

- ◇団体が多目的に用いることができる、会議室機能の整備
- ◇団体間の交流を促進し、活動の拠点として用いることができる、スペースを整備

基本方針3 地域の人々に親しまれ、互いに交流することができる施設

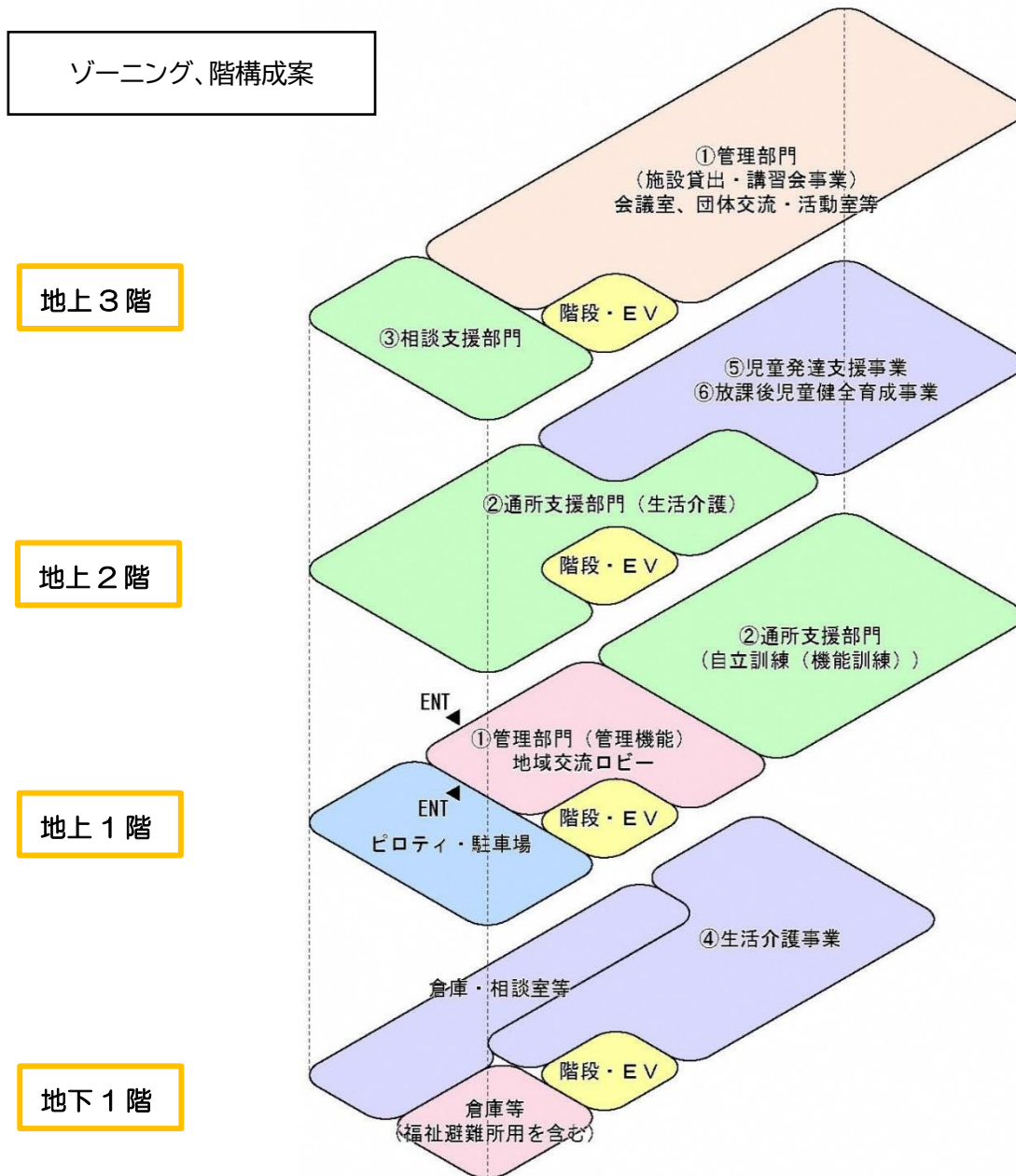
- ◇地域との交流を深める、地域交流スペースを1階ロビーに整備
- ◇地域交流スペースは、障害者福祉に関する理解や関心を高める取組を行う場とするとともに、各種事業実施上の機能との整合性を考慮して整備

基本方針4 時代の変化に対応し、継続して障害者福祉の機能を担える施設

- ◇時間経過とともに変化する障害福祉のニーズに対応できる、可変性を備えた施設整備

IV ゾーニング、階構成案

ゾーニング、階構成の検討にあたっては、(1)整備予定敷地の概要に基づく諸要件の整理、(2)ゾーニング及び必要諸室の諸条件等の整理、(3)配置計画、車両・歩行者の動線計画等の基本要件を基に、事業実施における利便性向上や安全面の配慮、団体活動の拠点としての機能充実、地域交流の促進など、これからの障害者福祉センターが果たすべき役割を踏まえて検討しました。



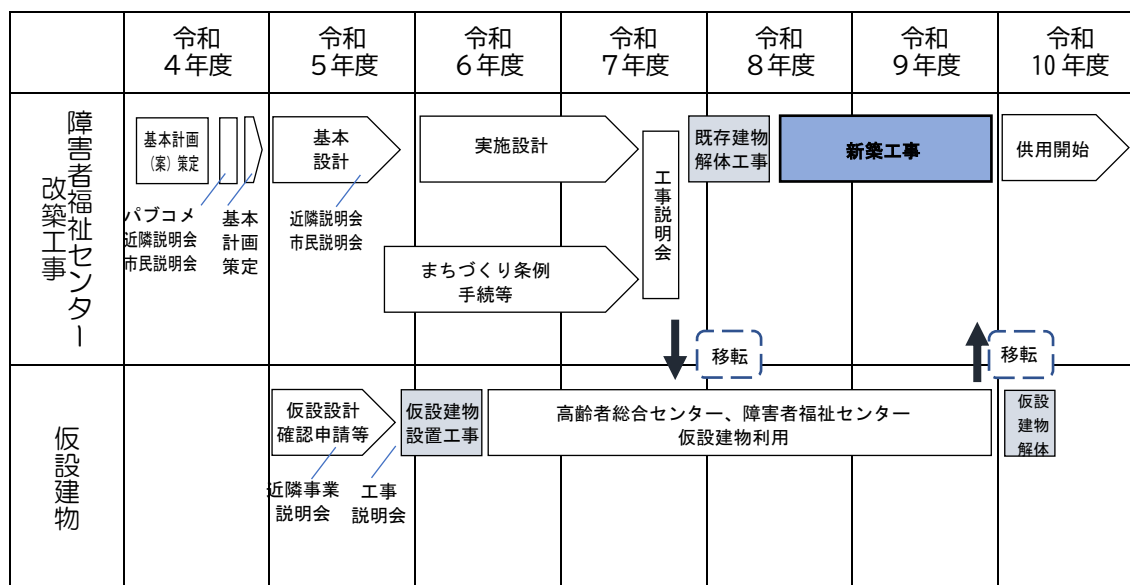
【敷地概要】

- ・建設予定地 : 武蔵野市八幡町4丁目400番5、230及び231
- ・敷地面積 : 約1,280㎡ (旧なごみの家 敷地含む)
- ・都市計画区域 : 区域内
- ・用途地域 : ①第一種住居地域 ②第一種低層住居専用地域
- ・地域地区 : ①準防火地域、23m第二種高度地区
②準防火地域、10m第一種高度地区
- ・日影規制 : ①4h-2.5h/4m ②3h-2h/1.5m
- ・指定建ぺい率 : 約57% (按分)
- ・指定容積率 : 約175% (按分)
- ・周辺道路 : 西側: 幅員約16.0m
東側: 幅員約3.8m~4.0m

【建築概要】

- ・建築面積 : (想定値) 600㎡
- ・建ぺい率 : (想定値) 47%
- ・延べ面積 : (想定値) 2,000㎡
- ・容積率 : (想定値) 156%
- ・階数 : 地下1階 地上3階
- ・構造 : RC造

V 事業スケジュール



武蔵野市障害者福祉センター改築に伴う基本計画(案)についての意見募集 (パブリックコメント)を実施します。

武蔵野市障害者福祉センターあり方検討委員会、利用団体ヒアリング等をとおして、利用者・サービス提供事業者の皆さまから頂いたご意見等を反映させ、本計画案を策定しています。

本計画案については、基本計画の策定に向けて改めてホームページでの公開・市内各施設への配布・関係団体等への資料送付・説明会の実施等を行い、広く意見募集を行います。

募集期間：令和5年1月1日（日曜日）から1月27日（金曜日）まで（必着）

提出方法：氏名、住所、連絡先をご記入の上、郵送、FAX、メール又は直接、
武蔵野市役所健康福祉部障害者福祉課へご提出ください。

提出先：〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28 武蔵野市健康福祉部障害者福祉課
電話：0422-60-1904 FAX：0422-51-9239
メール：SEC-SYUGAI@city.musashino.lg.jp

説明会	： 令和5年1月15日（日曜日）10時から	武蔵野市役所西棟	111 会議室
	1月18日（水曜日）午後7時から	障害者福祉センター	会議室
	1月19日（木曜日）午後7時から	武蔵野市役所西棟	111 会議室
	1月21日（土曜日）10時から	障害者福祉センター	視聴覚室

* 提出いただいたご意見の内容は、個人情報を除き原則公開いたします。